

**福祉コミュニティエリア整備基本構想（案）に対する
パブリックコメント手続の実施結果について**

案 件 名	福祉コミュニティエリア整備基本構想（案）
募 集 期 間	平成 27 年 2 月 26 日～3 月 27 日
担 当 課	函館市保健福祉部高齢福祉課
意見提出者数	法人等 2 団体

○ 福祉コミュニティエリア整備基本構想（案）に対する意見の概要と市の考え方

※ 「意見の概要」については、原文を要約および分割して載せています。

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>2 市民ニーズの把握（1件） (2) 調査結果の概要 イ 福祉コミュニティエリアについて (P5)</p> <p>○ 市民アンケート調査の回答結果において、「条件付きを含めて約半数の市民が住みたいと回答しており」との記載がありますが、回答数693名の約半数というアンケート結果で約半数の市民が住みたいという意向を示していることにはならないと考えます。 日吉・山の手エリアおよび左記エリア以外の各回答者のうち住みたいと回答した割合を開示し、なぜ「条件付きを含めて約半数の市民が住みたい」としたのか説明していただきたい。</p>	<p>○ お尋ねいただいた項目につきましては、市民アンケート調査の結果から、条件付きを含めて約半数の回答者が福祉コミュニティエリアに住みたいとのお答えをいただいた内容を示したものです。 回答者の割合につきましては、日吉地区が55.4%、山の手地区が59.9%、その他の地区が51.5%で、全体では54.4%となっております。 なお、上記の内容は、平成26年11月にホームページで公表しました「福祉コミュニティエリア整備基本構想策定に向けた中間報告」に詳細を記載しております。</p>
2	<p>6 整備・展開が望ましい機能・施設 (3件) (P23)</p> <p>○ 災害福祉避難センターは、北海道には数か所しか設置されていません。災害が起きた時、情報をすべての障がい者に発信できる場を兼ねた避難所が必要と思います。</p>	<p>○ 本市における福祉避難所につきましては、「函館市避難行動要支援者支援計画」に基づき、高齢者や障がい者など身近な避難所での生活が困難な避難者を受け入れる二次的な避難所として、社会福祉法人等と協定を締結し、平成27年3月現在44施設を指定しているところですが、福祉コミュニティエリアにおいて整備展開される福祉施設についても福祉避難所として指定してまいりたいと考えております。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
3	○ 手話通訳者、要約通訳者の派遣センターについて、現在の2市1町だけでなく、南北海道（渡島・檜山）に派遣ネットワークを敷いてカバーできる体制が必要と思います。	○ 貴重な御意見、御提言として、本市における障がい福祉施策の推進にあたり、参考とさせていただきます。
4	○ 聴覚障がい者の福祉全般に寄与できる聴覚障がい者情報提供施設は、北海道に未設置であるため必要と思います。	

意見等を考慮した結果の修正案		意見による修正はありません。
結果の配付場所 および お問い合わせ先	平成27年3月	保健福祉部高齢福祉課（市役所本庁舎2階） TEL：0138-21-3021 FAX：0138-26-5936 E-Mail： kourei@city.hakodate.hokkaido.jp
	平成27年4月以降	保健福祉部地域福祉課（市役所本庁舎3階） TEL：0138-21-3021 FAX：0138-26-4090 E-Mail： co-fukushi@city.hakodate.hokkaido.jp